

組 織 図

(2024年7月1日 ~ 2025年6月30日)

長岡西RC 理事会 (クラブの管理主体)

- ◎ クラブの会員 (ただし、名誉会員を除く) で構成する。
- ◎ クラブ細則により、10人以上20人以内で構成する。
- ◎ クラブ細則により、理事会は毎月開催され、臨時理事会はクラブ会長または理事2名の招集によって開催される。
- ◎ クラブ細則により、理事会決議の必要数は全理事の1/2 (特に定める議決の際は2/3) になる。
- ◎ クラブ細則により、理事会の採決は口頭と挙手を基本とする。ただし、予め決議の目的である事項について提案があった場合、書面または電磁的記録に代えることができる。

クラブ例会

- ◎ 役員と理事の選挙 (投票) と、中間財務報告と前年度財務報告は、「年次総会」。
- ◎ クラブ細則の変更は通常の例会で可能。ただし、当該例会の21日前までに書面等で通知を行い、不在者投票を含む会員全票の2/3が支持することが必要。

クラブ戦略計画グループ

前年度、現年度、次年度
それぞれの年度の会長と幹事

会計監査 (委員会)